

技術情報を営業秘密とする場合の留意点

平成30年2月24日

石本 貴幸

ブログ: 営業秘密ラボ

1. 営業秘密の基礎

2. 技術情報特有の留意点

2-1. 有用性の判断における「優れた効果」

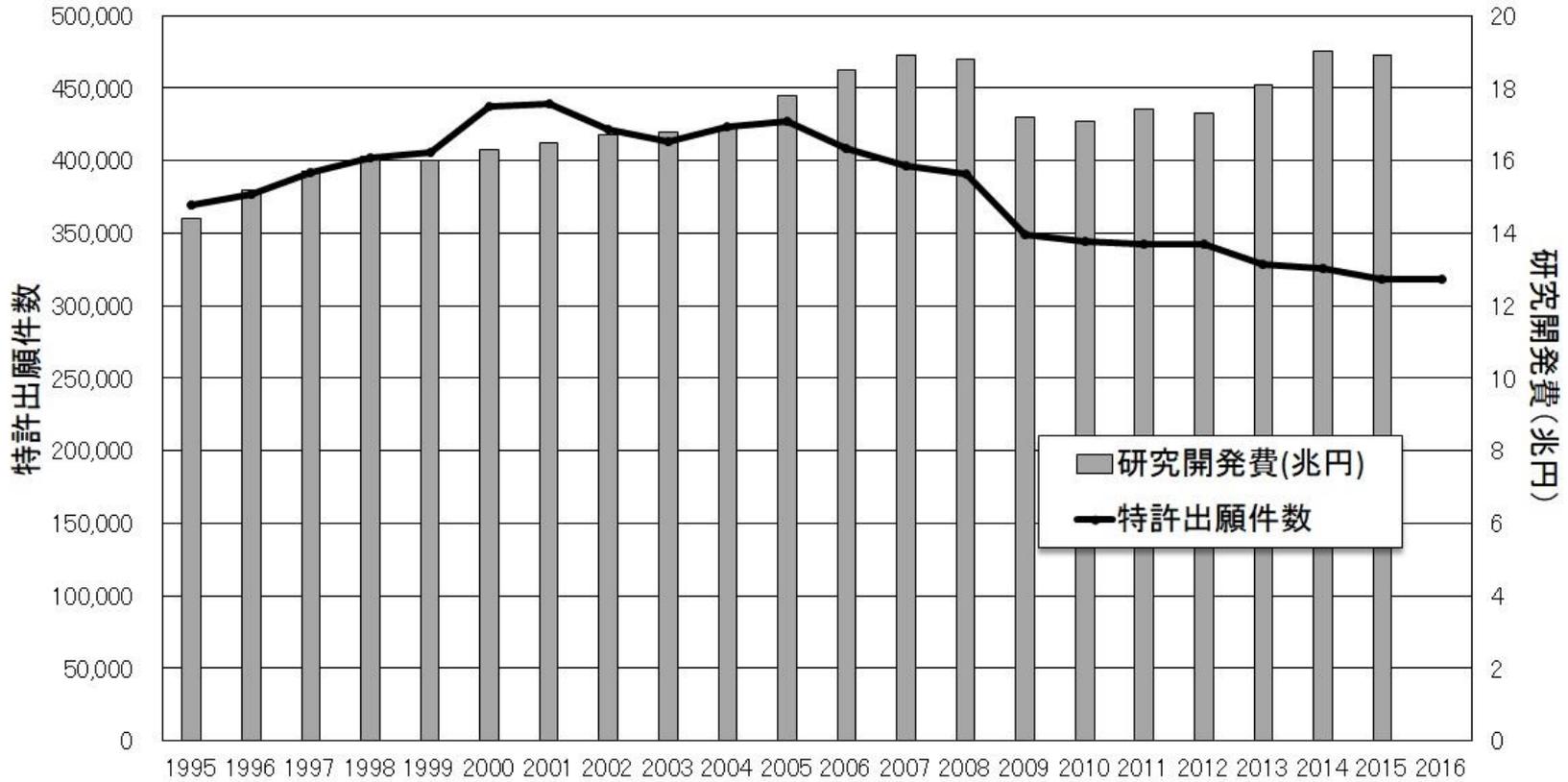
2-2. 非公知性とリバースエンジニアリング

3. 技術情報の文章化の一案

4. その他、気になる判例等

5. まとめ

1. 営業秘密の基礎

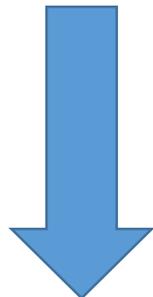


日本における特許出願件数と企業の研究開発費の推移

国内特許出願件数はピーク時の約73%

特許出願件数の減少

- ・特許出願の予算削減(特に大企業)
- ・技術情報の秘匿化
- ・オープンクローズ戦略



- ・雇用の流動化
- ・外国企業への技術情報の流出
東芝半導体製造方法流出事件
新日鉄電磁鋼板情報流出事件

- ・不正競争防止法の改正
営業秘密侵害行為の厳罰化等

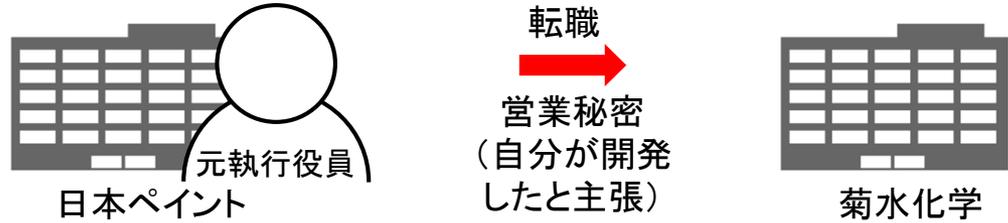
1. 営業秘密の基礎

1	ベネッセ 個人情報流出事件	東京高判 平成29.3.21	ベネッセのグループ企業に勤務していた派遣社員のエンジニアが顧客情報を持ち出し名簿業者に売却	懲役2年6ヵ月、 罰金300万円
2	日産商品企画 情報流出事件	東京地判 平成28.11.31	日産の元従業員がいすゞ自動車に転職する際に、自動車の商品企画に関する情報を持ち出す。いすゞ自動車は関与なし。	懲役1年(執行猶予3年)
3	自動包装機械事件	横浜地判 平28.1.29	原告会社の元従業員4人が競合他社へ営業秘密(自動包装機の設計図)を持ち出して転職。転職先の被告会社の刑事責任も問われた。被告会社や関係者に対して民事訴訟を提起。	被告人4名、懲役1年2ヶ月～2年6ヶ月 (執行猶予3年又は4年)、 罰金60万円～100万円 被告会社、罰金1400万円
4	エディオン 営業秘密事件	大阪地判 平27.11.13	原告会社の元部長(被告)が転職先の上新電機に営業秘密(リフォームに関する商品仕入れ原価や粗利のデータ等)を漏えい。 平成28年4月11日元部長と転職先に対し、50億円の損害賠償やリフォーム事業の差止を求める訴えを提起	懲役2年(執行猶予3年)、 罰金100万円
5	東芝半導体 製造方法流出事件	東京高判 平27.9.4	東芝提携先の元技術者が韓国企業であるSKハイニックスに営業秘密(NAND型フラッシュメモリの製造技術)を漏えい	懲役5年、罰金300万円 東芝とSKハイニックスは約330億円で和解
6	ヤマザキマザック 営業秘密領得事件	名古屋高判 平27.7.29	ヤマザキマザックの営業担当従業員(中国人)が営業秘密(製品の製造方法)を売却目的で取得。知人を介して売却先を探す。	懲役2年(執行猶予4年)、罰金50万円、 ハードディスク1個没収
7	au顧客情報漏洩事件	名古屋地判 平24.12.26	KDDIの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、顧客情報を漏えい	懲役1年2月(執行猶予3年)、 罰金70万円
8	ソフトバンク 顧客情報漏洩事件	名古屋地判 平24.11.29	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、顧客情報を漏えい	懲役1年2月(執行猶予3年)、 罰金10万円
9	NTTドコモ 契約者情報漏洩事件	名古屋地判 平24.11.6	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、顧客情報を漏えい	懲役1年8月(執行猶予4年)、 罰金100万円
10	ソフトバンク 携帯販売店員 顧客個人情報漏洩事件	名古屋地判 平24.10.11	ソフトバンクの販売代理店の元店員が顧客情報を取得し、顧客情報を漏えい(1200万円取得)	懲役1年6月(執行猶予3年)、 罰金70万円
11	プレス機械設計図 不正開示事件	横浜地判 平24.9.20	原告会社の従業員であった被告Aが営業秘密(工作機械の設計図)を取得、被告Bを介して中国企業に流出。被告Bの口座に中国企業から4200万円振り込まれる。被告Aには、そのうち3800万円	A, B共に、懲役2年(執行猶予3年)、 罰金100万円

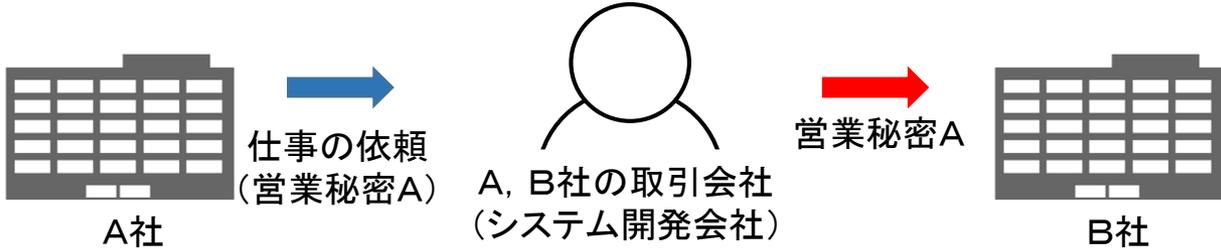
＜営業秘密を漏えいさせる目的が、売買目的から転職先等での利用目的に変化＞₅

1. 営業秘密の基礎

1	平28. 2. 16 逮捕	菊水化学工業常務(日本ペイント元執行役員)が前職の日本ペイントの営業秘密を持ち出し、その営業秘密を使用。→民事訴訟に発展。
---	------------------	---



2	平28. 7. 12 逮捕	システム開発会社の経営者が、契約している電話占い運営会社が有する利用料金や鑑定時間等の営業秘密を別の電話占い運営会社に譲渡。
---	------------------	--



3	平29. 2. 23 逮捕	愛知製鋼の元専務が独立し、愛知製鋼が開発した磁気センサに関する営業秘密を持ち出し、他の製造会社に作らせる。
---	------------------	---

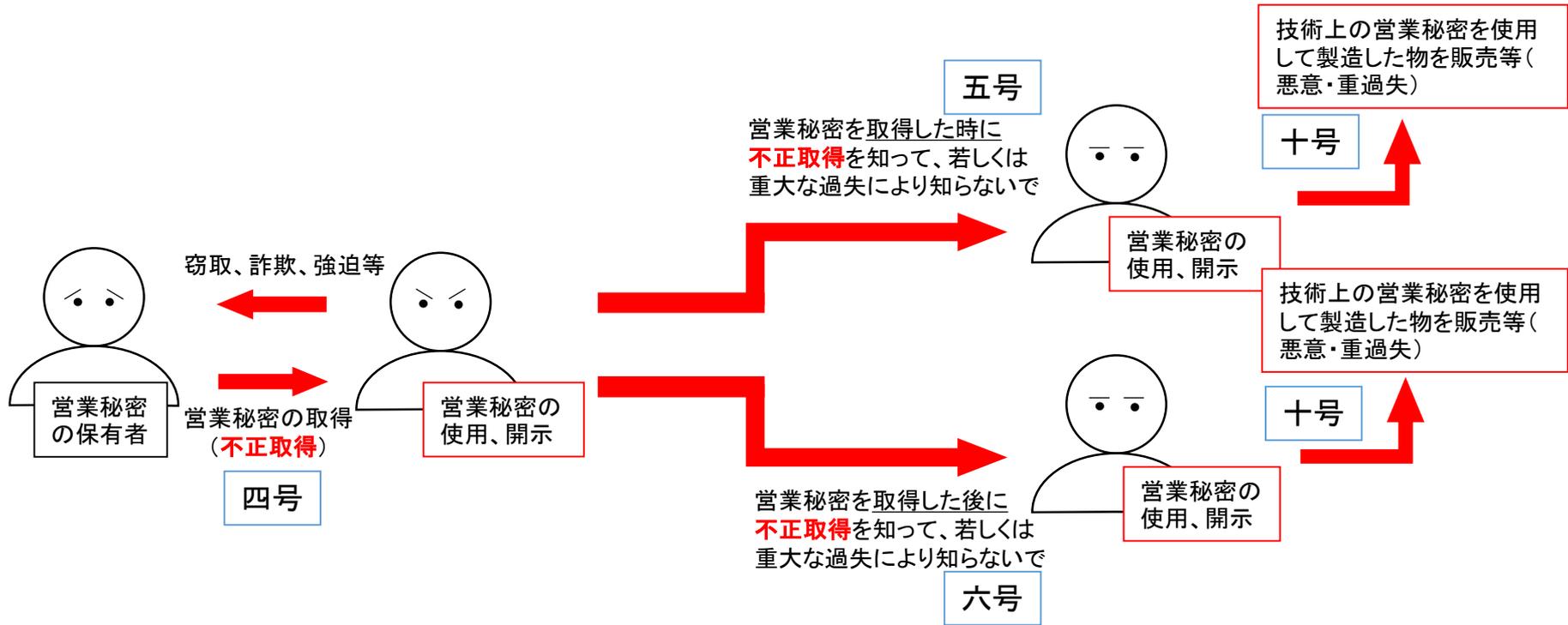


4	平29. 8. 17 書類送検	土木建築会社の女が同業他社に転職した際に、転職先での使用を目的として顧客と仕入れ先の情報を持ち出し。
---	--------------------	--

1. 営業秘密の基礎

不正競争防止法

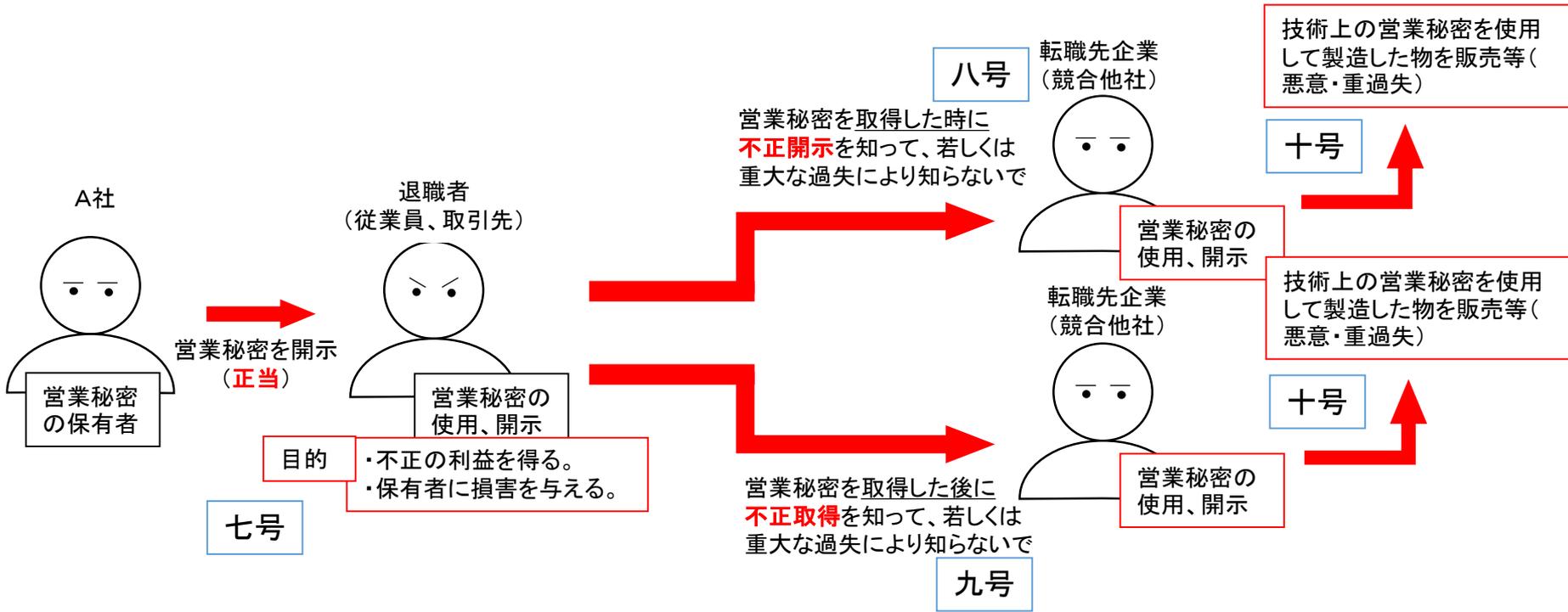
第二条1項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。(四号～十号)



1. 営業秘密の基礎

不正競争防止法

第二条1項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。(四号～十号)



不競法2条6項

この法律において「営業秘密」とは、**秘密として管理**されている生産方法、販売方法その他の**事業活動に有用な技術上又は営業上の情報**であつて、**公然と知られていないもの**をいう。



・技術上又は営業上の情報

図面やプログラム、化学構造等技術的に有用な**技術情報**

顧客情報、事業計画、及び仕入情報等の経営上有用な**営業情報**

・営業秘密の3要件

- ①**秘密管理性**
- ②**有用性**
- ③**非公知性**

☆3要件を判断するための前提として：
営業秘密は特定された情報でなければならない

① 秘密管理性

- ・営業秘密保有企業の秘密管理意思に従業員等に認識可能なように管理。
- ・秘密管理措置の内容・程度は企業の規模等の事情によって異なるもので良い。
- ・秘密管理措置の形骸化に注意。

② 有用性

- ・客観的にみて、事業活動にとって有用であることが必要。
- ・当業者であれば、公知の情報を組み合わせることによって容易に当該営業秘密を作出することができる場合であっても、有用性が失われることはない。
(特許制度における「進歩性」概念とは無関係)

③ 非公知性

- ・当該営業秘密が一般的に知られた状態となっていない状態、又は容易に知ることができない状態
- ・守秘義務の無い他者が当該営業秘密を知っても、又は独自に同様の情報を取得しても秘密状態を維持していれば非公知

1. 営業秘密の基礎
- 2. 技術情報特有の留意点**
 - 2-1. 有用性の判断における「優れた効果」**
 - 2-2. 非公知性とリバースエンジニアリング**
3. 技術情報の文章化の一案
4. その他、気になる判例等
5. まとめ

企業が保有している技術情報は、既に公知となっている可能性も。

- ・特許出願公報やその他の文献等
- ・営業目的や顧客サービスのために自ら公知とする場合
- ・製品化により公知



- ・「格別の優れた効果」がないや、「公知の情報から容易に想到し得る」等として有用性又は非公知性が否定
- ・自社製品のリバースエンジニアリングによって非公知性が否定
 - 非公知性の判断時期
 - 損害賠償請求: 不正行為が行われた時点
 - 差止請求: 口頭弁論終結時

2-1. 有用性の判断における「優れた効果」

接触角計算プログラム事件(知財高裁平成28年4月27日判決)

裁判所は、原告接触角計算(液滴法)プログラムにおける具体的な手順(アルゴリズム)について、(a)閾値自動計算(b)針先検出(c)液滴検出(d)端点検出(e)頂点検出(f) $\theta/2$ 法計算(g)接線法用3点検出(h)接線法計算のように項目分けし、その技術内容を検討したうえで、それぞれについて「一般的」であるとし、「特別なものでない」として非公知性(有用性)を認めず。

「原告アルゴリズム(本件ハンドブックに記載)の内容の多くは、一般に知られた方法やそれに基づき容易に想起し得るもの、あるいは、格別の技術的な意義を有するとはいえない情報から構成されているといわざるを得ない。」

→原告ソースコード(パソコン、共有フォルダをパスワード管理等)は、秘密管理性、有用性、非公知性を認める。

小型USBフラッシュメモリ事件(知財高裁平成23年11月28日判決)

控訴人は、LEDに関する情報について、小型化を実現する寸法・形状との関係で「当該寸法・形状とLED搭載が両立する事実及びその方法」を伝える情報として、また、そうした寸法・形状での小型化を達成する部品配列・回路構成等との関係でもそれら各要素が両立する事実及びその方法を伝える情報として、全てが組み合わせることによって、そのまま商品化を可能にする技術情報として有用性を獲得すると主張する。

…控訴人が提供したとするLEDの搭載の可否、搭載位置、光線の方向及びLEDの実装に関する情報は、被控訴人から提案された選択肢及び条件を満たすために適宜控訴人において部品や搭載位置を選択したものであって、その内容は、当業者が通常の創意工夫の範囲内で検討する設計的事項にすぎないものと認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

→「そうした寸法・形状での小型化を達成する部品配列・回路構成等との関係でもそれら各要素が両立する事実及びその方法を伝える情報として、全てが組み合わせた情報とはどのような情報なのか不明であり、営業秘密としての特定性を欠くといわざるを得ない。」とも、裁判所は判断

錫合金組成事件(大阪地裁平成28年7月21日判決) -----

原告らは、本件合金の開発経緯について、多くのテストと会議を重ねたとして鉛レス地金開発事業地金研究会議の議事録(甲8)及びそのテスト結果の一部(甲34)を提出し、また、多額の開発資金を投じた証拠(甲5, 6, 24)を提出する。しかし、証拠として提出された上記議事録では、テスト結果の部分は開示されておらず、また、上記テスト結果の一部(甲34)のみでは、地金テストの結果が持つ意味は明らかでなく、多額の投下資金を投じたからといって直ちに本件合金に上記の効果があると認めることもできない。原告製品が本件合金を用いて製造されているとしても、そのことから直ちに別紙記載の一定の成分組成と一定の配合範囲から成る本件合金が原告ら主張の効果の有すると認めることもできない。

また、原告ら代表者は、陳述書(甲20)において、本件合金の有用性を説明するが、本件合金がその説明に係る効果を有することは、客観的に確認されるべきものであり、関係者の陳述のみによって直ちにそれを認めることはできない。

発熱セメント体事件(大阪地裁平成20年11月4日判決)

本件情報1は、炭素を均一に混合するという点を除いて、乙23公報により平成15年10月当時において既に公知であったものであり、炭素を均一に混合するという点についても、有用な技術情報とはいいい難いことからすれば、不正競争防止法2条6項にいう「事業活動に有用な技術上…の情報であつて、公然と知られていないもの」ということはできず、同項にいう「営業秘密」に該当するとは認められない。

…

(4)本件情報5の営業秘密該当性

原告は、「融雪板が4個の端子を有するのがよいこと」(本件情報5)をもって「営業秘密」に該当すると主張し、その有用性として、実用的に複数の融雪板を並置することができることを主張する。

しかし、端子の数を4個にすることと融雪板を並置できることとの関連性は不明であり、他に端子の数を4個にすることによる特段の作用効果は主張されていない。そもそも、端子を何個にするかは、融雪板をどの程度の大きさにするのかとの関係において、当業者の通常の創意工夫の範囲内において適宜に選択される設計的事項にすぎないというべきである。

…

(5)本件情報6の営業秘密該当性

原告は、「融雪板の適切な具体的な寸法が、一辺が約30cmがよいこと」をもって「営業秘密」に該当すると主張し、その有用性として、ハンドリングしやすい実用的な融雪板とすることができることを主張する。

しかし、融雪板をどのような寸法にするかは、まさに当業者の通常の創意工夫の範囲内において適宜に選択される設計的事項にすぎないというべきであり、一辺が30cmであることについて、特段の作用効果も認められない。

…

本件各情報を全体としてみても、上記のとおりそれぞれ公知か又は有用性を欠く情報を単に寄せ集めただけのものであり、これらの情報が組み合わせられることにより予測外の特別に優れた作用効果を奏するとも認められない(そのような主張立証もない)。したがって、本件各情報が全体としてみた場合に独自の有用性があるものとして営業秘密性が肯定されるものでもないというべきである。

参考：有用性ありとの判断例

PCプラント事件（知財高裁平成23年9月27日判決）

ア 有用性及び非公知性

前記(1)の認定事実によれば、本件図面図表に記載された本件情報は、原告及び出光石化が独自に開発したPC樹脂の製造技術に基づいて設計された、出光石化千葉工場第1PCプラントのP&ID、PFD及び機器図に係る情報であって、同PCプラントの具体的な設計情報であり、同PCプラントの運転、管理等にも不可欠な技術情報であるから、原告及び承継前の出光石化のPC樹脂の製造事業に「有用な技術上の情報」であることは明らかである。

接触角計算プログラム事件（知財高裁平成28年4月27日判決）

(イ)有用性, 非公知性

原告プログラムは、理化学機器の開発、製造及び販売等を業とする被控訴人にとって、その売上げの大きな部分を占める接触角計に用いる専用のソフトウェアであるから、そのソースコードは、被控訴人の事業活動に有用な技術上の情報であり、また、公然と知られてないものである。

田村義之 著, 不正競争法概説[第2版](2003)

秘密管理体制を突破しようとする者はその秘密に価値があると信じているがためにそのような行為に及ぶのである。いずれにせよ秘密管理網を突破する行為が奨励されてしかるべきではないのであるから、このような行為が行われているのに、それほど有用な情報ではないという理由で、法的保護を否定する必要はないであろう。

↓
実際の裁判所の判断では・・・、

営業秘密保有者は、公知技術に比べて当該営業秘密の優れた作用効果を主張し、その効果を奏する技術の特定が必要。

↓
それが可能なように、技術情報を特定して
秘密管理する必要がある。

* 特に組成等の数値限定に関するもの。図面やプログラムは有用性が認められ易い？
上位概念の技術(技術思想)ほど、客観的な作用効果の主張が必要になる？

被告がリバースエンジニアリングによって公知となったと主張したものの、裁判所によって当該主張が認められなかった事件(非公知性あり)

セラミックコンデンサー事件(大阪地裁平成15年2月27日判決)

本件電子データは、合計約6000枚に上るセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計図に係るものであり、前記イのとおり、本件電子データに係る設計図は、1機種当たり数百から千数百点に及ぶ各部品について、形状、寸法、選定及び加工に関する情報などが記載され、そこには、精緻で高性能のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機を製造するための技術的なノウハウが示されており、本件電子データは、CADソフトによって活用し得ることにより、高い有用性を有しているものである。このような本件電子データの量、内容及び態様に照らすと、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機のリバースエンジニアリングによって、本件電子データと同じ情報を得るのは困難であるものと考えられ、また、仮にリバースエンジニアリングによって本件電子データに近い情報を得ようとすれば、専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要であるものと推認される。したがって、本件電子データは、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の相当台数が秘密保持契約なしに販売されたことによって公知になったとはいえない。

- 半導体封止機械装置事件(福岡地裁平成14年12月24日判決) -----

本件営業秘密を利用して製造された現物を入手して分析するという手段(いわゆるリバースエンジニアリング)では、現物の全寸法を測定するのに多大な労力、費用及び時間がかかることに鑑みると、封止用金型等の現物が市販されているからといって、本件営業秘密が公知になったとは認められない。

- 婦人靴木型事件(東京地裁平成29年2月9日判決) -----

前記1(1)で認定した事実によると、本件オリジナル木型及びそのマスター木型自体を一般に入手することはできなかったものと認められるが、被告三國らは、市販されている本件原告婦人靴から、その靴に用いた木型を再現して本件設計情報(形状・寸法)を容易に把握することができる旨主張し、その証拠として、パテを流し込んで再現木型を作成したとする乙A第7・第8号証を提出する。

しかしながら、前記1(1)イで認定したとおり、靴の皮革は柔軟性を有するため、市場に出回っている革靴から、その靴の製造に用いた木型と全く同一の形状・寸法の木型を再現しその設計情報を取得することはできない。乙A第7・第8号証の再現木型が元の木型と正確に同一の形状・寸法であることの立証はない上、かえって、被告A《1》の本人尋問の結果(7頁)によると、1割程度は再現できていないというのである。

被告がリバースエンジニアリングによって公知となったと主張したものの、裁判所によって当該主張が認められた事件(非公知性なし)

光通風雨戸事件(知財高裁平成23年7月21日判決)

本件情報1に係る図面は、光通風雨戸のスラットA及びB、上下レール枠、下レール枠、縦枠並びにカマチAないしCの各部材の形状について0.1ミリ単位でその寸法を特定するなどしたものであり、なるほどそれ自体精密なものではあるが、これは、ノギスなどの一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものである。…市場で流通している製品から容易に取得できる情報は、不競法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということができないところ、…交付された図面等は、本件情報2に係る部品に関するものに限られ、かつ、当該部品は、いずれも、光通風雨戸を組み立てるに当たって使用される補助的な部品で、…一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるから、本件情報2は、不競法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということはできない。

攪拌造粒装置事件(大阪地裁平成24年12月6日判決)

一般にある製品が市場に流通しているからといって、その製品が内包するノウハウが一律に公知となるわけでない。しかし、前述したとおり、原告主張ノウハウは、いずれも原告製品の形状・寸法・構造に帰するものばかりであり、それらを知るために特別の技術等が必要とされるわけでもないのであるから、原告製品が守秘義務を課すことなく顧客に販売され、市場に流通したことをもって、公知になったと見るほかない。

錫合金組成事件(大阪地裁平成28年7月21日判決)

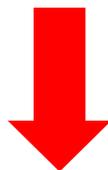
鉛フリーの錫合金については、●(省略)●、錫合金を製造する事業者においては、錫合金で使用されている添加成分についておおよその見当を付けることができるといえる。そして、●(省略)●、他の業者が原告製品に使用された合金の組成を知るに当たり、100余りの元素を全て分析する必要があるとはいえない。また、前記のとおり、ICP発光分光分析法は、多くの元素を同時に定性・定量することができる点に特徴がある分析法であり、分析機関では、定量分析については1成分単位の料金(乙A13の例では1成分2500円)が定められているものの、定性分析については1件単位の料金(乙A13の例では1件1万6000円)が定められているにすぎないから、多くの元素を指定して定性分析を行えば、対象物に含有されている成分元素の種類を比較的安価に特定することができるといえる。そして、原告製品を定性分析した場合、証拠(甲21)によれば、錫以外では、本件合金を組成する●(省略)●元素が検出されると考えられ、他に不純物として存在する元素が検出されると考えても、●(省略)●、さほど多い種類の元素が不純物として検出されるとは考え難い。そうすると、定量分析は、そうした定性分析によって検出された元素のみを対象に行えば足りるから、原告らが主張するように、100余りの元素の全てを定量分析する必要があるとはいえず、むしろ比較的安価に組成を特定することができるというべきである。(省略)(ウ)そして、原告製品の合金に偏析がないことについては、証拠(甲21、22)のとおり、反射電子像及びSEM像から容易に確認することができるから、本件合金は、原告製品の分析により、第三者が容易に知ることができるものであり、非公知性を欠くというべきである。

糸半田供給機事件(東京地裁平成29年12月22日判決) -----

原告は、原告商品の外形に現れた形状に関する「数値」について、化粧カバーなどで非公知性を確保でき、商品の形状に関する「数値」と部品の位置が公知であったとしても、その相互関係ないし組立てに関する情報は、非公知であるなどと主張するが、商品の寸法、部品の位置などの情報はいずれも原告商品から知り得るものであって、原告の主張は理由がない。

そして、原告商品は、下記(2)のとおり、被告堀内電機に守秘義務を課すことなく販売され、さらにシャープタカヤを含む第三者に対して販売されているのであるから、原告商品から知り得る本件情報は、公知の情報に当たるといふべきである。

- ・特別の技術等が必要とせず一般的に用いられる容易な技術的手段を用いれば製品自体から得られるような情報であれば、営業秘密としての非公知性を失っている。
- ・容易な技術的手段とは、ノギス等の寸法を測定する器具、このほかにも安価な定量分析も含まれる可能性がある。
- ・技術の進歩により、容易な技術的手段の幅が増す可能性も(3Dスキャナ等)



- ・自社製品のリバースエンジニアリングによって、当該技術情報の非公知性が失われる可能性を考慮して営業秘密管理すべきかの判断が必要。
→技術情報によっては、特許、実案、又は意匠によって権利化も検討。
- ・営業秘密とする技術は、どのような形態の情報であるかを十分に検討。

「・ 錫合金組成事件(大阪地裁平成28年7月21日判決) - - - - -
原告らは、本件合金の成分及び配合比率を容易に分析できたとしても、特殊な技術がなければ本件合金と同じ合金を製造することは不可能であるから、本件合金は保護されるべき技術上の秘密に該当する旨主張する。しかし、その場合には、営業秘密として保護されるべきは製造方法であって、容易に分析できる合金組成ではないから、原告らの上記主張は採用できない(なお、前記のとおり原告らは、本件で本件合金の製造方法は営業秘密として主張しない旨を明らかにしている。)

1. 営業秘密の基礎
2. 技術情報特有の留意点
 - 2-1. 有用性の判断における「優れた効果」
 - 2-2. 非公知性とリバースエンジニアリング
- 3. 技術情報の文章化の一案**
4. その他、気になる判例等
5. まとめ

— 秘密管理性を否定した判決 —

接触角計算プログラム事件

(知財高裁平成28年4月27日, 一審: 東京地裁平成26年4月24日判決)

・原告(被控訴人)が営業秘密と主張する原告アルゴリズムが本件ハンドブックに記載されている。本件ハンドブックには、表紙中央部に「CONFIDENTIAL」と大きく印字され、各ページの上部欄外には「【社外秘】」と小さく印字されている。

・裁判所の判断

「本件ハンドブックは、被控訴人の研究開発部開発課が、営業担当者向けに、顧客へのソフトウェアの説明に役立てるため、携帯用として作成したものであること、接触角の解析方法として、 $\theta/2$ 法や接線法は、公知の原理であるところ、被控訴人においては、画像処理パラメータを公開することにより、試料に合わせた最適な画像処理を顧客に見つけてもらうという方針を取っていたことが認められ、これらの事実¹に照らせば、プログラムのソースコードの記述を離れた原告アルゴリズム自体が、被控訴人において、秘密として管理されていたものということとはできない。」



秘密管理意思が認識できるような表記がされていたとしても、当該情報に公知情報と秘密情報とが混在していた場合には、秘密管理性は認められない。

秘密管理措置の形骸化？

営業秘密の文章化には、公知技術と秘密管理する技術情報とを明確に分ける必要がある。

営業秘密を文章化する場合には、特許明細書と同様の記載が好ましい？



特許明細書(実施形態)は、公知技術と発明(秘密情報)とを意識して分けていない。



このような文章に秘密管理措置を行っても秘密管理性が認められない可能性も。

非公知性の判断時期

損害賠償請求:不正行為が行われた時点

差止請求:口頭弁論終結時



非公知性の判断時期は秘密管理を開始した時ではない
営業秘密を文章化しても、秘密情報の一部新たに公知となる可能性も。

営業秘密の文章化はどのような形態が好ましい？

1. 公知情報と秘密情報は明確に分ける。
秘密情報が認識できるように。←公知技術調査が重要
秘密情報の作用効果を客観的に主張できるように。
2. 公知情報は必要最小限
そもそも社内文章なので公知情報を記載する必要もない？
3. 秘密情報は細分化して記載(箇条書きや項目分け)
公知となった秘密情報を秘密解除し易いように。
4. 社内用語を用いて秘密情報を特定
社内文章であるため、社内で把握できればよいはず。
万が一漏えいしたとしても、第三者による把握を多少なりとも難しくする。
5. 自社による秘密情報の開示状況の把握
公知とした秘密情報を秘密解除。秘密管理措置の形骸化の防止。
6. 定期的な公知情報の調査
公知となった秘密情報を秘密解除。秘密管理措置の形骸化の防止。

3. 技術情報の文章化の一案

☆先使用権主張のためにも利用

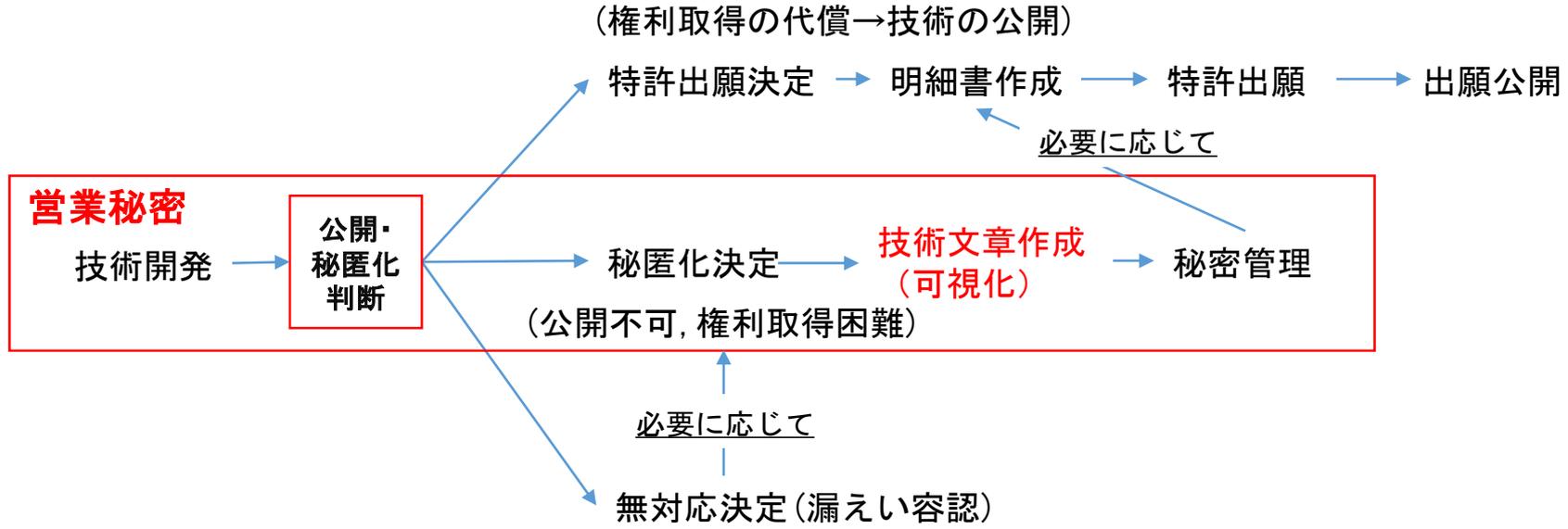
文章化された営業秘密は、他社の特許権となる可能性も
＜6. 定期的な公知技術調査＞の実施により、他社による特許権取得の有無をチェック
→他社の特許権取得を確認したら、先使用権主張の準備

☆タイムスタンプ

競合他社からの転職者が、前職の営業秘密を持ち込む可能性も(コンタミの発生)
自社が何時から技術開発を行っていたかを客観的に証明

☆他社の技術開発動向によっては特許出願へ

＜6. 定期的な公知技術調査＞の実施により、状況によっては特許出願も



1. 営業秘密の基礎
2. 技術情報特有の留意点
 - 2-1. 有用性の判断における「優れた効果」
 - 2-2. 非公知性とリバースエンジニアリング
3. 技術情報の文章化の一案
- 4. その他、気になる判例等**
5. まとめ

不競法2条1項8号

その営業秘密について不正開示行為(…)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

東京地裁平成29年7月12日判決

・本件情報である本件文書1, 2は、各丁に「CONFIDENTIAL」との記載があり、原告製品の中国での販売について代理店契約を締結していた台湾企業に対し、中国企業である●●向けの資料とし、原告が電子データをメールで送信。

・被告は、平成27年に原告製品の製造、販売等を行うことが被告の特許権の侵害に当たるとして、原告を相手方とする特許権侵害訴訟を提起し、原告製品の動作、構造等を特定する証拠として本件各文書を裁判所に提出。

・裁判所の判断

「被告が本件各文書を取得する過程で不正開示行為が介在したと仮定したとしても、以下のとおり、被告が不正開示行為であること又は不正開示行為が介在したことを重大な過失により知らないで本件各文書を取得したと認めることはできないから、被告に不競法2条1項8号所定の不正競争は認められない。」

理由「(1)・・・被告は、原告の競合企業であり、同様の営業活動を行っていたものであるから、被告が営業活動の中で原告が営業している製品の情報を得ることは当然に考えられるのであり、その一環として、本件各文書を取得することは不自然とはいえず、被告が通常の営業活動の中で取得することは十分に考えられるものである(…)。

(2)また、原告と被告が競業関係にあるとしても、原告が取引先との間で本件各文書に関する秘密保持契約を締結したか否か、本件各文書に記載された内容が取引先の守秘義務の対象に含まれるか否かについて、被告が直ちに認識できたとは認められないし、本件各文書のConfidentialの記載をもって、直ちに契約上の守秘義務の対象文書であることが示されているものともいえない。」

攪拌造粒装置事件(大阪地裁平成24年12月6日判決)

・原告主張ノウハウの営業秘密性が認められなかったものの、被告との間で交わされた秘密保持契約に基づいて、被告の行為が秘密保持義務違反であることを主張。

「第35条(秘密保持)

1)乙は、この基本契約ならびに個別契約の遂行上知り得た甲の技術上および業務上の秘密(以下、機密事項という。)を第三者に開示し、または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

[1]乙が甲から開示を受けた際、既に乙が自ら所有していたもの。

[2]乙が甲から開示を受けた際、既に公知公用であったもの

[3]乙が甲から開示を受けた後に、甲乙それぞれの責によらないで公知または公用になったもの。

[4]乙が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの。

2)乙は、機密事項を甲より見積作成・委託・注文を受けた本業務遂行の目的のみに使用し、これ以外の目的には一切使用しない。

(略)」

・裁判所の判断

「本条における秘密保持義務の対象については、公知のものが明示で除外されている(本件基本契約35条1項[2]及び[3])。…不正競争防止法における営業秘密の定義(同法2条6項)と同様、原告が秘密管理しており、かつ、生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な情報を意味するものと解するのが相当である。

このように本件基本契約上の秘密保持義務についても、非公知で有用性のある情報のみが対象といえるため、前記4で論じたことがそのまま当てはまるどころ、被告に上記秘密保持義務違反は認められないというべきであり、原告の上記主張は採用できない。」

バルブ設計図事件(東京地裁平成26年11月20日判決)

・原告は被告の元従業員であり、原告は、被告からベトナムのバルブメーカーであるミン・ホア社への案内を依頼され、被告担当者とともにミン・ホア社を訪れて、被告がベトナム国内で販売するバルブをミン・ホア社で製造することについて、同社担当者と打合せを行う。このとき、原告は、被告がベトナム国内で製造、販売するバルブの設計図を作成し、同日、本件設計図のデータを添付した電子メールをミン・ホア社や被告の担当者らに送信。原告が本件設計図の作成について被告から報酬を受けた事実はなく、被告は、その後、ベトナム国内においてバルブ(以下「被告製品」という。)の製造、販売を開始。

・裁判所の判断

「被告がベトナム国内で販売するバルブをミン・ホア社で製造することについて、同社担当者と打合せをしたこと、その際、原告が上記バルブの図面を作成する話が出て、原告は、同月16日、その頃までに作成した本件設計図を電子メールに添付してミン・ホア社や被告の担当者らに送信したこと、原告は、同月28日の被告担当者との打合せの際、被告担当者に対し、本件設計図をそのまま、あるいは変更を加えて自由に使用してよい旨を述べたことが認められる。...

原告は、本件設計図の自由な利用を被告に許したものといえるから、被告が本件設計図に基づいて被告製品をベトナムで製造、販売しているとしても、被告に同号の「不正の利益を得る目的」があるということとはできず、本件設計図が営業秘密に当たるか否かにかかわらず、被告の行為は、不正競争を構成しない。」

1. 営業秘密の基礎
2. 技術情報特有の留意点
 - 2-1. 有用性の判断における「優れた効果」
 - 2-2. 非公知性とリバースエンジニアリング
3. 技術情報の文章化の一案
4. その他、気になる判例等
- 5. まとめ**

技術情報を営業秘密とする場合の留意事項

- ・有用性 優れた効果について
- ・非公知性 リバースエンジニアリングについて
- ・帰属について

(7号の「営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」という。)からその営業秘密を示された場合」の解釈)

・秘密保持契約

(営業秘密よりも広い概念の秘密情報を守る。)

しかし、判例が少ない(300~400程度)

高裁まで争われた事件はさらに少なく、最高裁まで争われた事件はない。

秘密管理性について判断された判例は相対的に多い。

有用性、非公知性に関しては少ない。



判断材料が少ない。

特に帰属に関してはよくわからない。

とはいえ、秘密としている技術情報の漏えいは損害が大きい場合も

技術情報を秘密とする場合のガイドラインのようなものを作成すべき?